

3-22

章 節	第3章 佐渡金銀山の保存管理		取組項目	景観阻害要因についての関係者協議
	事業(施策)名	22 景観阻害要因の調査	事業主体	佐渡市環境対策課
事業実施期間	H28～R4		関連団体	県都市政策課、佐渡地域振興局地域整備部、佐渡市世界遺産推進課、佐渡市地域振興課、佐渡市建設課
事業計画と実績	【事業目的】	○景観阻害要因への対応により、まちなみ・景観の維持・改善を図る。		
	【事業内容】	○鉄塔や電柱、放置空き家等、景観阻害要因を抽出し、改善に向けて関係者と協議のうえ、具体的対策を検討・実施する。		
	③0	<p>【30年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●昨年度策定した「佐渡市空家等対策計画」の基本方針に掲げた世界遺産登録に向けた取組として、直接的な関係地域の優先度を高めて、景観に配慮した空家等対策を推進する。 ●相川地区での空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等の認定を終え、安全対策を講じるよう助言又は指導を進めるが、文化的景観の構成要素となる建築物もあり、所有者等との管理意向の確認を推進する。 ●併せて、空家等対策協議会の意見を参考に、啓蒙と相談体制について 具体案の検討を行い、安全対策に向けた所有者等との協議を積極的に進める。 <p>【30年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●世界遺産登録に向けた直接的な関係地域の優先度を高めて、不良度の高い空家等の所有者に対して、除却支援制度の紹介、法に基づく安全対策措置の指導を行い、景観に配慮した空家等対策を推進した。 ⇒相川地区の管理不全空家等数 59件 うち特定空家等認定数 41件 うち助言指導実施件数 38件 うち解体除却数 7件 ●空き家所有者等に安全対策を講じるよう助言又は指導を進めたが、文化的景観の構成要素となる建築物所有者への今後の管理意向の確認は進んでいない。 ●空き家所有者等への啓蒙については現在準備を進めているが、相談体制についての具体的な検討に至っていない。 		
【課題】	<ul style="list-style-type: none"> ■管理不全な空家等の所有関係者が複数の案件は、関係者間での安全対策措置に係る協議が進まないことが課題である。 ■空家等所有者が法人の場合、破産手続等により責任の所在が明確でないため、安全対策措置に係る協議が進まないことが課題である。 ■非木造の大型建築物は、法に基づく措置を講ずるとしても財源が課題である。 			
【今後の取組】	<ul style="list-style-type: none"> ■所有関係者が複数の案件は、市が仲介することで関係者間の協議を着実に進める。 ■破産手続等により責任の所在が明確でない事案は、他の自治体の例などを参考に、安全対策措置について検討を進める。 ■法に基づく措置を講ずるため、国・県に対し財政支援の要望を継続する。 			
事業評価	【事業の達成度】 〔 a (b)・c 〕	◇法に基づく管理不全空家等の対応について、相川地区を優先的に実施し、特定空家等の認定をしており、所有者等に対して指導又は助言をすることで、所有者等と今後の具体的な対応の協議を進めている事例がある。		
	【事業実施の効果】 〔 a (b)・c 〕			
	【総合評価】 〔 A (B)・C 〕			

a: 進んでいる。高い。

b: 概ね順調。概ね適切。

c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。

B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。

C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。